

議案第27号

**東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例(平成17年東近江市条例第71号)の一部を次のように改正する。

別表第5の1の項を次のように改める。

1	建築 基準 法  (昭 和25 年法 律第 201 号) 第6 条第 1項  (同 法第 87条 第1 項に おい て準 用す る場 合を 含む。 の規 定に 基づ	ア イに掲げる場合以外 の場合	床面積の合計が、 30平方メートル 以下のもの	1 件 につ き	18,000円  (構造計算書 の添付を要し ないものにあ っては、 17,000円)
			床面積の合計が、 30平方メートル を超え100平方メ ートル以下のも の	1 件 につ き	27,000円  (構造計算書 の添付を要し ないものにあ っては、 26,000円)
			床面積の合計が、 100平方メートル を超え200平方メ ートル以下のも の	1 件 につ き	41,000円  (構造計算書 の添付を要し ないものにあ っては、 37,000円)
			床面積の合計が、 200平方メートル を超え300平方メ ートル以下のも の	1 件 につ き	46,000円  (構造計算書 の添付を要し ないものにあ っては、 40,000円)
			床面積の合計が、 300平方メートル	1 件 につ き	55,000円

<p>く建築物に関する確認の申請又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の</p>	<p>を越え500平方メートル以下のもの</p>		
	<p>床面積の合計が、500平方メートルを越え1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>96,000円</p>
	<p>床面積の合計が、1,000平方メートルを越え2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>150,000円</p>
	<p>床面積の合計が、2,000平方メートルを越え5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>240,000円</p>
	<p>床面積の合計が、5,000平方メートルを越え10,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>300,000円</p>
	<p>床面積の合計が、10,000平方メートルを越え50,000平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>470,000円</p>
	<p>床面積の合計が、50,000平方メー</p>	<p>1件につき</p>	<p>790,000円</p>

通知 対 する 審査	イ 当該申請又は 通知（建築物の エネルギー消費 性能の向上等に 関する法律（平 成27年法律第53 号）第11条第6 項に規定する適 合判定通知書又 はその写しの提 出がないものに 限る。）に係る 建築物の建築 が、同法第11条 第1項ただし書 の国土交通省令 で定める特定建 築行為（建築物 のエネルギー消 費性能の向上等 に関する法律施 行規則（平成28 年国土交通省令 第5号）第2条 第1項第1号に 掲げる特定建築 行為に限る。） 又は同法第12条 第2項ただし書 の国土交通省令	一戸 建住 宅	トルを超えるも の				
			床面積の合計が2 00平方メートル 未満のもの	アに 掲げ る床	1件 につ き	16,000円	
			床面積の合計が2 00平方メートル 以上のもの	面積 の合 計の	区分	1件 につ き	17,000円
		共同 住宅 又は 長屋 住宅	床面積の合計が、 300平方メートル 未満のもの		に 応 じ て 定 め	1件 につ き	27,000円
			床面積の合計が、 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のもの		る 額 に、 イに 掲げ る当	1件 につ き	40,000円
			床面積の合計が、 2,000平方メート ル以上5,000平方 メートル未満のも の		該申 請又 は通 知に 係る 建築	1件 につ き	62,000円
			床面積の合計が、 5,000平方メート ル以上10,000平 方メートル未満 のもの		物の 床面 積の 区分	1件 につ き	79,000円
			床面積の合計が、 10,000平方メー トル以上25,000 平方メートル未 満のもの		に 応 じ、 それ ぞれ 次に	1件 につ き	161,000円

	で定める特定建築行為（同号に掲げる特定建築行為に限る。）である場合	床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	定め る額 を加 算し た額	1件 につ き	293,000円
		床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの		1件 につ き	558,000円
備考					
<p>1 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 確認を受けた又は適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合におけるこの規定の適用については、「次の」とあるのは「当該申請又は通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」と読み替えるものとする。</p>					

別表第5の2の項中「26,000円」を「27,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に、「14,000円」を「17,000円」に、「6,000円」を「6,900円」に改め、同表3の項中「24,000円」を「25,000円」に、「13,000円」を「16,000円」に改め、同表4の項を次

のように改める。

4	7の項に規定する建築物以外の建築物に関する建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	ア イに掲げる場合以外の場合	床面積の合計が、30平方メートル以下のもの	1件につき	19,000円
			床面積の合計が、30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	29,000円
			床面積の合計が、100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	36,000円
			床面積の合計が、200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	39,000円
			床面積の合計が、30	1件につき	47,000円

0平方メートルを超え500平方メートル以下のもの		
床面積の合計が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	66,000円
床面積の合計が、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	85,000円
床面積の合計が、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき	150,000円
床面積の合計が、5,	1件につき	190,000円

	000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		
	床面積の合計が、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	290,000円
	床面積の合計が、50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	560,000円
イ	当該申請又は通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	1件につき	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、当該申請又は通知に係る建築物について4の2の項の規定により算定して得られる額を加算した額



備考	<p>1 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合におけるイの規定の適用については、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」と読み替えるものとする。</p>
----	---

別表第5の4の2の項を次のように改める。

4 2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物の部分に対する審査	ア 該 請 は 知 係 建 物 全 部 が 住 宅 用 途 以 外 の 用 途 に 供 す る も の あ る 場 合	当 申 又 通 に	床面積の合計が、300平方メートル未満のもの	1件につき	9,400円
			る	床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	16,000円
			用	床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	27,000円
			場	床面積の合計が、2,000平方メー	1件につき	81,000円

	トル以上5,000平方メートル未満のもの		
	床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	127,000円
	床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	161,000円
	床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	201,000円
	床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1件につき	282,000円
イ 当	一戸建て住	1件につき	4,700円

該 申 請 又 は 通 知 係 係 住 建 宅 物 又 全 は が 長 宅 屋 用 に 住 す も 宅 で 用 る の る 場 合	宅 共 同 住 宅 又 は 長 屋 住 宅	床面積 の合計 が、300 平方メ ートル 未満の もの	1 件につき	9,400円
		床面積 の合計 が、300 平方メ ートル 以上2, 000平 方メー トル未 満のも の	1 件につき	20,000円
		床面積 の合計 が、2,0 00平方 メート ル以上 5,000 平方メ ートル 未満の もの	1 件につき	45,000円
		床面積 の合計	1 件につき	81,000円

			が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき		129,000円
	床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき		196,000円

			床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1件につき	297,000円
		ウ	当該申請又は通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	1件につき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分及び床面積の合計の区分に応じて定める額を加算した金額
備考					
<p>1 床面積の合計は、建築物の増築又は改築をする場合は、当該増築又は改築をする部分の床面積について算定する。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合については、「必要な建築物」とあるのは「必要な建築物ごと」と読み替えるものとする。</p>					

別表第5の5の項中「34,000円」を「32,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同表7の項を次のように改める。

7	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する同法	ア イに掲げる場合以外の場合	床面積の合計が、30平方メートル以下のもの	1件につき	16,000円
---	--------------------------------	----------------	-----------------------	-------	---------

第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	床面積の合計が、30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	25,000円
	床面積の合計が、100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	30,000円
	床面積の合計が、200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	35,000円
	床面積の合計が、300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	43,000円

床面積の合計が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	62,000円
床面積の合計が、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき	79,000円
床面積の合計が、2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	1件につき	140,000円
床面積の合計が、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき	180,000円

	床面積の合計が、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき	280,000円
	床面積の合計が、50,000平方メートルを超えるもの	1件につき	550,000円
	イ 当該申請又は通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	1件につき	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、当該申請又は通知に係る建築物について4の2の項の規定により算定して得られる額を加算した額
備考			
<p>1 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築</p>			



物が2以上ある場合におけるイの規定の適用については、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」と読み替えるものとする。

別表第5の8の項中「32,000円」を「30,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同表9の項を次のように改める。

9	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	床面積の合計が、30平方メートル以下のもの	1件につき	16,000円
		床面積の合計が、30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	1件につき	24,000円
		床面積の合計が、100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	1件につき	33,000円
		床面積の合計が、200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1件につき	35,000円
		床面積の合計が、300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき	41,000円
		床面積の合計が、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき	60,000円
		床面積の合計が、1,000平方メートル	1件につき	77,000円



円」に、「28,000円」を「26,000円」に改め、同表41の項及び42の項中「28,000円」を「26,000円」に改め、同表43の項中「78,000円」を「85,000円」に、「28,000円」を「26,000円」に改め、同表44の項及び45の項中「28,000円」を「26,000円」に改め、同表46の項中「6,400円」を「7,000円」に改め、同表47の項から50の項までの規定中「27,000円」を「32,000円」に改め、同表50の4の項中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項を同表50の5の項とし、同表50の3の項を同表50の4の項とし、同表50の2の項中「120,000円」を「140,000円」に改め、同項を同表50の3の項とし、同表50の1の項中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項を同表50の2の項とし、同表57の項を次のように改める。

57	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査	ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	a bに掲げるもの以外のもの	床面積の合計が、300平方メートル未満のもの	1件につき	244,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円）
				床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	302,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
				床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,0	1件につき	385,000円 （評価書面の添付がなされたものにあつては、32,000円）

			00平方メートル未満のもの		
			床面積の合計が、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	543,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
			床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	665,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)
			床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未	1件につき	783,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、166,000円)

	満のもの		
	床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	891,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、206,000円)
	床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,107,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、286,000円)
b	モデル建物法の評価によるもの		
	床面積の合計が、300平方メートル未満のもの	1件につき	96,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
	床面積の合計が、300平方メートル	1件につき	120,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)

			以上1,000平方メートル未満のもの	
			床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 155,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、32,000円)
			床面積の合計が、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 246,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
			床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル	1件につき 318,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)

				ル未満のもの		
				床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	380,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、166,000円)
				床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	445,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、206,000円)
				床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1件につき	574,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、286,000円)
イ 認	a	誘導	一	床面積	1件につき	47,000円

定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	戸建て住宅	の合計が200平方メートル未満のもの	つき	(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	50,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
		共同住宅又は長屋住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	82,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	128,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円)
			床面積の合計	1件につき	209,000円 (評価書面の添付が



				が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		なされたものにあつては、49,000円)
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	295,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	568,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円)
				床面積の合計が25,000平方メートル	1件につき	994,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)

		以上50,000平方メートル未満のもの		
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,817,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)
b 誘導仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	一戸建て住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	25,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	26,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
	共同住宅又は	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	40,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)

長 屋 住 宅	の		
	床面積 の合計 が300平 方メー トル以 上2,000 平方メ ートル 未満の もの	1件に つき	64,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、24,000円)
	床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル 以上5,0 00平方 メート ル未満 のもの	1件に つき	111,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、49,000円)
	床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上10, 000平方 メート ル未満 のもの	1件に つき	164,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、85,000円)
	床面積	1件に	294,000円

		の合計 が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	つき	(評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円)
		床面積の合計 が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	493,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)
		床面積の合計 が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	859,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)
c	誘導併用基準に適合するものと認めて住宅	床面積の合計 が200平方メートル未満のもの	1件につき	36,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)

けようとするとき	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	38,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
	共同住宅又は長屋住宅 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	61,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	96,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	160,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円)

				のもの		
				床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上10, 000平方 メートル 未満 のもの	1 件に つき	229,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、85,000円)
				床面積 の合計 が10,00 0平方メ ートル 以上25, 000平方 メートル 未満 のもの	1 件に つき	432,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、134,000円)
				床面積 の合計 が25,00 0平方メ ートル 以上50, 000平方 メートル 未満 のもの	1 件に つき	745,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、200,000円)
				床面積	1 件に	1,338,000円

				の合計 が50,00 0平方メ ートル 以上の もの	つき	(評価書面の添付が なされたものにあつ ては、301,000円)
				ウ 認定を受けようとする建築物 の一部が住宅の用途に供するも のである場合	1 件 に つき	住宅の用途以外の用 途に供する部分につ いてアに掲げる評価 の方法の区分に応じ て定める額に、住宅 の用途に供する部分 についてイに掲げる 建築物の区分に応じ て定める額を加算し た額
備考						
<p>1 この項においてモデル建物法とは、建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として東近江市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年東近江市規則第25号）で定めるものをいう。</p> <p>2 この項において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて東近江市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則で定めるものをいう。</p> <p>3 この項において誘導性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において基準省令という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準をいう。</p> <p>4 この項において誘導仕様基準とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準をいう。</p> <p>5 この項において誘導併用基準とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準をいう。</p>						

別表第5の62の項を次のように改める。

62	建築物の エネルギー	ア イ から	a bに掲げる もの以外のも	床面積 の合計	1 件につ き	242,000円
----	---------------	-----------	-------------------	------------	------------	----------

一消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	エまの でに 掲げ る場 合以 外の 場合	が300平方メートル未満のもの		
		床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	300,000円
		床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	383,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	1件につき	541,000円



			ル未満 のもの		
			床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上10, 000平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	663,000円
			床面積 の合計 が10,00 0平方メ ートル 以上25, 000平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	781,000円
			床面積 の合計 が25,00 0平方メ ートル 以上50, 000平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	889,000円

	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,105,000円
b	モデル建物法の評価によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 94,000円
	床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	118,000円
	床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき	153,000円

			のもの		
			床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル 以上5,0 00平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	244,000円
			床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上10, 000平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	316,000円
			床面積 の合計 が10,00 0平方メ ートル 以上25, 000平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	378,000円
			床面積	1件につ	443,000円

		の合計 が25,00 0平方メ ートル 以上50, 000平方 メートル 未満 のもの	き	
		床面積 の合計 が50,00 0平方メ ートル 以上の もの	1件につ き	572,000円
イ 判 定を 受け よう とす る建 築物 全部 が場 等の 用途 に供 する もの であ る場	a bに掲げる もの以外のもの	床面積 の合計 が300平 方メー トル未 満のも の	1件につ き	26,000円
		床面積 の合計 が、300 平方メ ートル 以上1,0 00平方 メートル 未満 のもの	1件につ き	34,000円

合

床面積 の合計 が、1,00 0平方メ ートル 以上2,0 00平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	46,000円
床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル 以上5,0 00平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	105,000円
床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上10, 000平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	154,000円
床面積 の合計 が10,00	1件につ き	190,000円

		0平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	234,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	323,000円
	b	モデル建物法の評価によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき 22,000円
		床面積	1件につき	29,000円

			の合計 が、300 平方メ ートル 以上1,0 00平方 メート ル未満 のもの	き	
			床面積 の合計 が、1,00 0平方メ ートル 以上2,0 00平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	41,000円
			床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル 以上5,0 00平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	98,000円
			床面積 の合計 が5,000 平方メ	1件につ き	147,000円





ウ	建	a	b	一戸建 て住宅	床面積 の合計 が200平 方メー トル未 満のも の	1件につ き	44,000円																										
					床面積 の合計 が200平 方メー トル以 上のも の	1件につ き	48,000円																										
					共同住 宅又は 長屋住 宅	床面積 の合計 が300平 方メー トル未 満のも の	1件につ き	80,000円																									
						床面積 の合計 が300平 方メー トル以 上2,000 平方メ ートル 未満の もの	1件につ き	126,000円																									
						床面積	1件につ	207,000円																									
築	物	及	c	に	掲	げ	る	と	き	以	外	の	と	き	合	判	を	け	う	す	建	築	の	部	住	の	途	供	る	の	あ	場	合

				の合計 が2,000 平方メ ートル 以上5,0 00平方 メート ル未満 のもの	き	
				床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上10, 000平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	293,000円
				床面積 の合計 が10,00 0平方メ ートル 以上25, 000平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	566,000円
				床面積 の合計 が25,00 0平方メ	1件につ き	992,000円

		一ト ル 以 上 50, 000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の			
		床面積 の合計 が50,00 0平方メ ー ト ル 以 上 の も の	1件につ き	1,815,000円	
b	仕 様 基 準 に 適 合 す る も の と し て 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 を 受 け よ う	一戸建 て住宅	床面積 の合計 が200平 方メー ト ル 未 満 の も の	1件につ き	23,000円
			床面積 の合計 が200平 方メー ト ル 以 上 の も の	1件につ き	24,000円
		共同住 宅又は 長屋住 宅	床面積 の合計 が300平 方メー ト ル 未	1件につ き	38,000円

				満のもの		
			する とき	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	62,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		1件につき	109,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		1件につき	162,000円	

		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	292,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	491,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	857,000円
c	併用基準に適合するもの 一戸建て住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	34,000円

として建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき		の		
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1件につき	36,000円
	共同住宅又は長屋住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	59,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	94,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方	1件につき	158,000円

					メー トル未 満の もの		
					床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上10, 000平方 メートル未 満の もの	1件につ き	227,000円
					床面積 の合計 が10,00 0平方メ ートル 以上25, 000平方 メートル未 満の もの	1件につ き	430,000円
					床面積 の合計 が25,00 0平方メ ートル 以上50, 000平方 メートル未 満の もの	1件につ き	743,000円

			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき		1,336,000円
建築物エネルギー消費性能判定を受けようとする建築物の一部が住宅用途に供するものである場合	a b 及び c に掲げるとき以外	一戸建て住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	住宅の用途以外の用途に供する部分について又はイに掲げる区分に応じて定める額	1件につき	44,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	イに掲げる区分	1件につき	48,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)
		共同住宅又は長屋住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	住宅の用途に	1件につき	80,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	供する部分	1件につき	126,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)





			メートル未満のもの		
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1 件につき	992,000円 (評価書面の添付がなされたもの あつては、198,000円)
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1 件につき	1,815,000円 (評価書面の添付がなされたもの あつては、299,000円)
	b 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消	一戸建て住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 件につき	23,000円 (評価書面の添付がなされたもの あつては、6,600円)
			床面積の合計が200平方メートル以	1 件につき	24,000円 (評価書面の添付がなされたもの あつては、6,600円)

費性 能適 合性 判定 を受け よと する とき		上のもの		
	共同住宅又は長屋住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件 に つ き	38,000円  (評価書面の添付がなされたもの については、11,000円)
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き	62,000円  (評価書面の添付がなされたもの については、22,000円)
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き	109,000円  (評価書面の添付がなされたもの については、47,000円)
		床面積の合計が5,000	1 件 に	162,000円  (評価書面の添付がなされたもの

				平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	つき	あつては、83,000円)
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き	292,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)
				床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1 件 に つ き	491,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円)
				床面積の合計が50,000平方メートル以上の	1 件 に つ き	857,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円)

		もの			
c	併 用基 準に 適合 する もの とし て建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能適 合性 判定 を受け よと する とき	一戸建 て住宅	床面積 の合計 が200平 方メー トル未 満のも の	1 件に つき	34,000円  (評価書面の添付 がなされたものに あつては、6,600円)
			床面積 の合計 が200平 方メー トル以 上のも の	1 件に つき	36,000円  (評価書面の添付 がなされたものに あつては、6,600円)
	共同住 宅又は 長屋住 宅	床面積 の合計 が300平 方メー トル未 満のも の	1 件に つき	59,000円  (評価書面の添付 がなされたものに あつては、11,000 円)	
		床面積 の合計 が300平 方メー トル以 上2,000 平方メ ートル 未満のも の	1 件に つき	94,000円  (評価書面の添付 がなされたものに あつては、22,000 円)	

				床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル 以上5,0 00平方 メート ル未満 のもの	1 件 に つ き	158,000円  (評価書面の添付 がなされたものに あつては、47,000 円)
				床面積 の合計 が5,000 平方メ ートル 以上10, 000平方 メート ル未満 のもの	1 件 に つ き	227,000円  (評価書面の添付 がなされたものに あつては、83,000 円)
				床面積 の合計 が10,00 0平方メ ートル 以上25, 000平方 メート ル未満 のもの	1 件 に つ き	430,000円  (評価書面の添付 がなされたものに あつては、132,000 円)
				床面積 の合計 が25,00	1 件 に	743,000円  (評価書面の添付 がなされたものに

			0平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	つき	あつては、198,000円)
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,336,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円)

備考

- 1 この項においてモデル建物法とは、建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として東近江市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年東近江市規則第35号）で定めるものをいう。
- 2 この項において「工場等」とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する建築物をいう。
- 3 この項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の区分に定める床面積について算定する。
  - (1) 建築物を新築し、増築し、又は改築しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。次号において同じ。）
  - (2) 判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物を新築し、増築し、又は改築しようとする場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- 4 この項において仕様基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に掲げる基準）をいう。
- 5 この項において併用基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ

	<p>(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準をいう。</p> <p>6 この項において判定を受けようとする建築物が2以上ある場合については、「判定を受けようとする建築物」とあるのは「判定を受けようとする建築物ごと」と読み替えるものとする。</p>
--	---

別表第5の63の項を次のように改める。

63	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査	ア 同	a bに掲げるもの以外のもの	床面積の合計が、300平方メートル未満のもの	1件につき	242,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
				床面積の合計が、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	1件につき	300,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、19,000円)
				床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	383,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)



下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

の		
床面積の合計が、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	541,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)
床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	663,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)
床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	781,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、164,000円)

				の		
				床面積 の合計 が、25, 000平方 メートル 以上5 0,000平 方メー トル未 満のも の	1件につ き	889,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、204,000円)
				床面積 の合計 が、50, 000平方 メー トル以 上のもの	1件につ き	1,105,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、284,000円)
		b	モデル建 物法の評価 によるもの	床面積 の合計 が、300 平方メ ートル 未満の もの	1件につ き	94,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、12,000円)
				床面積 の合計 が、300 平方メ ートル 以上1,0	1件につ き	118,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、19,000円)

			00平方メートル未満のもの		
			床面積の合計が、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	153,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
			床面積の合計が、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	244,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)
			床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	316,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、130,000円)

			方メー トル未 満のも の		
			床面積 の合計 が、10, 000平方 メートル 以上2 5,000平 方メー トル未 満のも の	1件につ き	378,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、164,000円)
			床面積 の合計 が25,00 0平方メ ートル 以上50, 000平方 メー トル未 満のも の	1件につ き	443,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、204,000円)
			床面積 の合計 が50,00 0平方メ ートル 以上の もの	1件につ き	572,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、284,000円)

イ 申 請 建 築 物 又 は 他 の 建 築 物 の 全 部 が 住 宅 の 用 途 に 供 す る も の で あ る 場 合	a 誘導 性能基 準に適 合する ものと して認 定を受 けよう とする とき	一 戸 建 建 て 住 宅	床面積 の合計 が、200 平方メ ートル 未満の もの	1 件につ き	44,000円  (評価書面の添付が なされたものにあつ ては、6,600円)
			床面積 の合計 が、200 平方メ ートル 以上の もの	1 件につ き	48,000円  (評価書面の添付が なされたものにあつ ては、6,600円)
		共 同 住 宅 又 は 長 屋 住 宅	床面積 の合計 が、300 平方メ ートル 未満の もの	1 件につ き	80,000円  (評価書面の添付が なされたものにあつ ては、11,000円)
			床面積 の合計 が、300 平方メ ートル 以上2,0 00平方 メートル 未満の もの	1 件につ き	126,000円  (評価書面の添付が なされたものにあつ ては、22,000円)
		床面積	1 件につ	207,000円	

				の合計 が、2,0 00平方 メートル 以上 5,000平 方メー トル未 満のも の	き	(評価書面の添付が なされたものにあっ ては、47,000円)
				床面積 の合計 が、5,0 00平方 メートル 以上1 0,000平 方メー トル未 満のも の	1件につ き	293,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、83,000円)
				床面積 の合計 が、10, 000平方 メートル 以上2 5,000平 方メー トル未 満のも の	1件につ き	566,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、132,000円)
				床面積	1件につ	992,000円

		の合計 が、25, 000平方 メートル 以上5 0,000平 方メー トル未 満のも の	き	(評価書面の添付が なされたものにあっ ては、198,000円)
		床面積 の合計 が、50, 000平方 メー トル以 上のもの	1件につ き	1,815,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、299,000円)
b 誘導 仕様基 準に適 合する ものと して認 定を受 けよう とする とき	一戸建 て住 宅	床面積 の合計 が、200 平方メ ートル 未満の もの	1件につ き	23,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、6,600円)
		床面積 の合計 が、200 平方メ ートル 以上の もの	1件につ き	24,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、6,600円)
	共	床面積	1件につ	38,000円

同 住 宅 又 は 長 屋 住 宅	の合計 が、300 平方メ ートル 未満の もの	き	(評価書面の添付が なされたものにあっ ては、11,000円)
	床面積 の合計 が、300 平方メ ートル 以上2,0 00平方 メート ル未満 のもの	1件につ き	62,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、22,000円)
	床面積 の合計 が、2,0 00平方 メート ル以上 5,000平 方メー トル未 満のも の	1件につ き	109,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、47,000円)
	床面積 の合計 が、5,0 00平方 メート ル以上1	1件につ き	162,000円 (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、83,000円)



				0,000平方メートル未満のもの		
				床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	292,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)
				床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	491,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円)
				床面積の合計が、50,000平方メートル以上	1件につき	857,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円)

		のもの		
c 誘導 併用基 準に適 合する ものと して認 定を受 けよう とする とき	一 戸 建 て 住 宅	床面積 の合計 が、200 平方メ ートル 未満の もの	1 件につ き	34,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、6,600円)
		床面積 の合計 が、200 平方メ ートル 以上の もの	1 件につ き	36,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、6,600円)
	共 同 住 宅 又 は 長 屋 住 宅	床面積 の合計 が300平 方メー トル未 満のも の	1 件につ き	59,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、11,000円)
		床面積 の合計 が300平 方メー トル以 上2,000 平方メ ートル 未満の もの	1 件につ き	94,000円  (評価書面の添付が なされたものにあっ ては、22,000円)

床面積の合計が、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき	158,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円)
床面積の合計が、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき	227,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)
床面積の合計が、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき	430,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)

			床面積の合計が、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1件につき	743,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円)
			床面積の合計が、50,000平方メートル以上のもの	1件につき	1,336,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円)
		ウ	申請建築物又は他の建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	1件につき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる区分に応じて定める額を加算した額
備考					
<p>1 この項においてモデル建物法とは、建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として東近江市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則で定めるものをいう。</p> <p>2 この項において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて東近江市建築物のエネルギー消費性能の向上</p>					

<p>等に関する法律施行細則で定めるものをいう。</p> <p>3 この項において誘導性能基準とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準をいう。</p> <p>4 この項において誘導仕様基準とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準をいう。</p> <p>5 この項において誘導併用基準とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準をいう。</p> <p>6 この項の金額の欄に掲げる1件についての金額は、複数建築物の計画の認定に限り一の建築物単位の金額とする（以下64の項及び66の項において同じ。）。</p>
---

別表第5の64の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表65の項を次のように改める。

65	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査	1件につき	63の項の規定により算定して得られる額（同法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円）
<p>備考</p> <p>この項において63の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。</p>			

別表5の66の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同表67の項を削り、同表68の項中「(平成28年国土交通省令第5号)第11条」を「第13条」に改め、「のうち非住宅部分」を削り、同項を同表67の項とし、同表69の項中「第29条」を「第28条」に改め、「のうち非住宅部分」を削り、同項を同表68の項とし、同表中70の項から75の項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 提案理由

建築基準法等の一部改正等に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。